

論説

清朝政府のアヘン輸入代替政策とアヘン貿易

新村容子

はじめに

天津条約によつてアヘン貿易が合法化され約十年経過した一八六九年に、アヘン貿易はいわゆる「オールコック協定」⁽¹⁾をめぐる交渉の場においてその存続の是非が論議された。同年六月、総理衙門は特命全権駐中国公使R・オールコックに対し、清朝政府が中国アヘンを奨励してアヘン貿易を停止に追い込む政策を採用する可能性を示唆し

つつ、英國と中國とが同時に罂粟栽培を停止するという提案を申し入れた。オールコックはその提案を真摯に受け止め、インド政府に対してアヘン貿易停止に向けて中國と交渉に入るよう説得を試みた。この一連の動きは「オールコック協定」の副産物であり、協定そのものが英國政府によつて批准を拒否されたため、政治の表舞台に登場することは二度となかった。しかし、何も現実化しなかつたにせよ、このように政治的交渉の場においてアヘン貿易の存続が問題となつたことには大きな意味が含まれているのではないか。オールコックの行動は、その後の英國におけるアヘン貿易反対運動の高まり⁽²⁾を予告するかの如くである。

英國にアヘン貿易を克服していくとする動きが始まることは、アヘン貿易やアヘン貿易を取り巻く状況の何らかの「変化」を背景とするのではないか。「変化」の一つとして中國アヘンの生産拡大⁽³⁾がある。石井摩耶子氏によれば、ジャーディン・マセソン商会は、中國産アヘンに対抗するための価格引き下げ競争においてサッスーン商会に破れ、一八七〇年を境としてアヘン貿易から撤退したという⁽⁴⁾。本稿では、このようにアヘン貿易商人を活動停止に追い込むという威力を發揮した中國アヘンが、清朝のアヘン貿易に対する「抵抗」としての「アヘン輸入代替政策」によって拡大したものであることを考察する。

次の課題は、世界市場におけるアヘン貿易の「変化」を考えることである。加藤祐三氏は一八八〇年代までは三角貿易構造には変化がないことを強調しているが⁽⁵⁾、コンファレンス「世界市場と幕末開港」（一九八一年）での加藤報告に対し、竹内幹敏氏は一八六〇年半ば前後における三角貿易から多角的貿易構造への変化の中でアヘン貿易をとらえる必要性を提言している⁽⁶⁾。実は、この問題に関して浜下武志氏は、一九七八年にすでに、一八五〇年代にお

ける三角貿易の動搖と、二国間にせよ多角的にせよ世界各国の貿易関係がロンドン金融市場において決済される国際的決済機構の成立を論じている。氏はさらにきわめて重要な論点を提示している。すなわち、動搖しつつも商品循環の形態は維持されている三角貿易のもとでのアヘンと、世界貿易および国際的金融市場の拡大のもとでの英國綿布とは、中国市场に関しては競合するというのである。⁽⁷⁾

アヘンが英國綿布の購買力を中国市场から奪っている、すなわち、中国市场においてアヘンと綿布とが競合するという認識は、一八四六年恐慌以降の英國に一般的であった。しかし、かかる認識の妥当性は、これまでの研究において疑問視してきた。例えば、田中正俊氏は、資本主義的世界市場の形成期において、「前期的商品」アヘンは資本制商品と対抗関係に立つゆえに、かかる認識には一定の妥当性が存することを承認しつつも、世界市場の構造的次元において綿布とアヘンとは単純な直接的対立関係にあるのではなく、第一に英國綿業の原料棉花が、アヘンによつて決済される世界市場の構造の中においてアメリカ合衆国から輸入されているという局面において、第一に、インド農民の英國綿布購買力がインドアヘンの生産と輸出とによつて確保されるという局面において、綿布とアヘンとは相互補完的に英國資本主義を支えていると論じた。⁽⁸⁾ 加藤祐三氏も、田中氏の「前期的商品」アヘンという評価には異論を唱えているが、アヘンは「綿布と並ぶイギリス資本主義の嫡子」であり、かつ「綿布の化身」であると論じ、アヘンと綿布との補完関係を主張している。⁽⁹⁾

アヘンと綿布とは競合する関係にあつたのかそれとも補完関係にあつたのか。私は、一八六九年にオールコッククがアヘン貿易の停止に向けてインド政府に働きかけたという事実を、浜下氏が指摘するアヘンと綿布との対立とい

う歴史的背景の中においてとらえたいと思う。

一、中国におけるアヘン生産に関する情報とインド政府

本章では、中国におけるアヘン生産についての情報に接したインド政府の危機意識について考察する。一八六一年五月、インド内務省長官のW・グレイは香港総督に対し、中国におけるアヘン生産の拡大とそれがインドアヘンに及ぼしている影響についての「可能な限り十分かつ正確な情報」を入手できるように依頼する手紙を出した。⁽¹⁰⁾ グレイは、インド政府が一八四八年の時点ですでに香港の貿易監督官や英國領事などを介して、中国西南部におけるアヘン生産に関する情報を得ていたことを指摘し、ギュツラフ報告とT・T・メドース報告に言及している⁽¹¹⁾。印度政府はかなり早い時点でインドアヘンの競争者としての中国アヘンの存在に気付いていたと言えるであろう。

グレイの要請に答えて、香港総督は一八六年六月に広東領事W・メイヤースの情報を送った。メイヤースによれば、西南地方に産出するアヘンは毎年、三斤（一斤は一〇〇分の一担、約六〇〇グラム）の包みで二〇〇個から三〇〇個広東に流入しており、純粹さと香りにおいてインドアヘンよりもはるかに劣るにもかかわらず、安価さによって下層階級の人々や若い人々に受け入れられ、インドアヘンとの混合にも大量に用いられている。メイヤースは西南地方産のアヘンが北方の陝西や甘肅でも消費されていることを指摘している。⁽¹²⁾

一八六九年になるとインド政府はより詳細な情報を獲得した。まず、二月には大手アヘン貿易商N・ナッセルワンジーが中国アヘンのサンプルを持ち帰り、アヘン検査官W・B・バッカルが品質検査をしたところ以前と比較し

て品質の向上が証明された⁽¹³⁾。同月、ベンガル財政局は中国西南部の旅から帰ったばかりの英国人商人T・T・クーパーに接触し、四川と雲南における罂粟栽培面積は過去五年間に概算で六万エーカーにも達するほど拡大し、地方官は裏ではアヘン生産を奨励しているという情報を得た⁽¹⁴⁾。三月には、ジャーディン・マセソン商会のケスウィックによる情報とウイリアムソン牧師の情報を入手した。ケスウィックは、中国におけるアヘン生産はまず雲南に始まりついで四川、陝西、満州へと拡大したこと、これらのアヘンはほとんど全国的規模で市場を持つていること⁽¹⁵⁾、ウィリアムソンは満州におけるアヘン生産がわずか数年前に始まり顕著に拡大していることを伝えた⁽¹⁶⁾。

五月には廣東領事からの手紙とロバート・ハートの報告を入手した。廣東領事は、廣東省に流入する中国アヘンの量の倍増を伝えた⁽¹⁷⁾。ハートの報告とは海關特別報告「中国アヘン」⁽¹⁸⁾であり、これは中国アヘンに関する当時において最も包括的かつ信頼すべき情報であると言えよう。「中国アヘン」は一八六四年に刊行され、香港総督によつてその存在を知らされてはいたが、インド政府が入手したのは五年後であつたことになる。同報告では、牛莊、天津、芝罘、漢口、九江、鎮江、上海、寧波、福州、廈門、汕頭、廣東、の開港場のうち寧波を除く全てが、現在の時点では中国アヘンは外国アヘンの輸入に影響を及ぼしてはいないと指摘しており⁽¹⁹⁾、中国アヘンのアヘン貿易に与える影響については樂観的な評価を下している。但し、それにもかかわらず、この報告書は中国アヘンの市場圏の拡がりをおのずと語つてゐる。西南諸省のアヘンは廣東や上海にかなりの市場を見出していただけでなく、上海から海路で天津に運ばれ、天津からさらに濟南府に到達し、また陸路でも西北諸省を経て満州に達するなど、ほぼ全國に市場を有していたことが確認できる。「中国アヘン」をインド政府がどのように受け止めたかについては何も

コメントがなされておらず不明であるが、インド政府の危機感の緩和に役立たなかつたことは確かのようである。

一八六九年五月にインド政府は駐中国公使オールコックに手紙を送り、「インドの利益をかくも深く侵食する」問題について、配下の領事を通じて年に四回シーズン毎に最新の報告を送ること、そして年に一回は中国アヘンのサンプルを送るように依頼した。⁽²⁰⁾ オールコックはこれに答えて、九江の領事付通訳のW・クーパーの報告、漢口商業会議所所長の報告（一八六九年）、天津領事報告（一八六八年）、廣東領事報告（一八六七年）、牛莊領事報告（一八六八年）、上海商業会議所報告（一八六九年）の抜粋を送つた。このうち、W・クーパーは四川アヘンのインドアヘンに比較しての品質の悪さを指摘し、中国アヘンがインドアヘンの市場に影響を与えることはないと論じているが、漢口商業会議所所長は、四川アヘンの価格とインドアヘンの価格との大きな価格差を指摘するとともに、回族の反乱平定後の西南地方におけるアヘン産出量の急増にも言及している。⁽²¹⁾

一八六九年一二月には、上海領事メドハーストが直接インド政府に手紙を送り情報を寄せてきた。メドハーストによれば、中国アヘンの品質は到底インドアヘンの高品質に及ばないが、四川アヘンの価格は產地で一担二〇〇両、上海でも一担三五〇～三八〇両であり、マルワアヘンの五〇〇両、パトナアヘンの四三〇～四四〇両と比べてはるかに安い。このように安価な中国アヘンとの競合により、インドアヘンの輸入業者は一八六九年度は一貫して損失続きであったという。彼は結論で次のように論じている。⁽²²⁾

「インダアヘンのコストを引き下げる緊急の処置が取られない限り、インドアヘンは中国アヘンによって完全に市場から駆逐されるであろう。」

急激に生産量を増やしている安価な中国アヘンの脅威に直面していたインド政府にとつて、最大の関心事は、清朝政府がアヘン生産を合法化するつもりなのか、あるいはアヘン戦争以前からの禁止策に変更はないのかということであつた。香港総督は一八六九年三月にインド政府宛の手紙において「もし、中国政府がアヘン生産を禁止しなかつたならば、何年も前にインドアヘン貿易は終焉を迎えていたであろう。それゆえ、もつとも重大な問題は中国政府が罂粟栽培を許可するかどうかである」と述べている。このように、インドアヘン貿易の死活を握るのは清朝政府の対応如何であるとみなされた。

中国におけるアヘン生産の拡大について、多くの英国人観察者は中央と地方との乖離という図式で説明している。清朝政府の禁令にもかかわらず、地方政府によつてアヘン生産は黙認ないし容認されているという認識である。一八四八年インド政府に情報寄せたT・T・メドースは、地方官は上から下まで賄賂を受け取りアヘン生産を放置していると述べた。⁽²⁵⁾ 一八六九年、T・T・クーパーは地方官は裏で栽培を奨励していると述べ⁽²⁶⁾、上海商業会議所報告も地方の役人は中央の禁令に反してアヘン生産を見逃していると述べている。⁽²⁷⁾

すなわち、中央政府はアヘン生産に反対しているが、地方政府は中央の政策を実行していないというのが寄せられた情報にはほぼ共通する認識であった。かかる認識を補強するが如く、一八六九年一月二二日（同治七年一二月一〇日）に、清朝政府は御史游百川の上奏に答えて罂粟栽培禁止令の厳しい履行を求める勅令を出した。上奏文と勅令とが掲載された『京報』記事の写しはオールコックによつてただちにインド政府に送付された。⁽²⁸⁾ 穀物生産の減少を憂慮しつつ罂粟栽培禁止を申しわたすこの勅令は、土地が穀物以外の生産に充当されることを嫌う清朝政府の伝

統的対応を再確認させるものであり、アヘン生産禁止の政策には変更がないことを内外に印象づけた。

しかし、それから僅か数ヶ月後、インド政府はオールコックからの手紙によつて、清朝政府がアヘン生産の解禁を考慮していることを知らされたことになった。

二、清朝政府と「アヘン輸入代替政策」

本章では、一八六九年五月から六月にかけてなされたオールコックと総理衙門との交渉を検討し、当時の清朝政府のアヘン政策について考察する。インド政府は、同年一〇月にオールコックより送られてきた手紙によつて一連の交渉の内容を知らされた。⁽²⁹⁾

一八六九年五月一九日、オールコックは文祥ら三人の總理衙門の大臣の非公式の訪問を受けた。オールコックによれば、文祥らの訪問の目的は彼らが最も憂慮している宣教師の内地居住について話し合うことであつたが、話題はアヘン貿易にも及んだ。⁽³⁰⁾ 文祥は、宣教師を始めとする外国人に対する中国人の敵意にはそれなりの理由があると述べ、その理由としてアヘン貿易が多くの中華人を害していることに言及した。そして、英國がインドでの罂粟栽培とアヘン輸出などを停止するならば、中国人の反英感情も好転する可能性があると提案した。⁽³¹⁾ これに対し、オールコックは英國がアヘン貿易をやめたとしても、中国に需要がある限り他の国がインド以外の地で生産したアヘンを輸出することにならうと疑念を呈した。文祥は、アヘンの輸入が止まりさえすれば、皇帝は内地でのアヘン生産や吸飲を効果的に禁止することができると答えた。⁽³²⁾

この会談において示された文祥のアヘン認識とオールコックのそれとは対極に位置する。文祥は外からのアヘン供給を停止することが肝要であり、それさえ実現出来るならば、中国がアヘンを追放することは容易であると認識していた。一方、オールコックは中国国内のアヘンに対する需要にアヘン貿易存続の最終的な責任を見出している。この平行線を辿った会談の一ヶ月のち、総理衙門からの覚書がオールコックのもとに届けられた。⁽³³⁾ この覚書の要点を個条書きにまとめてみよう。

(一) アヘン貿易は通商全体にとって不利益である。なぜならアヘンは駐中国公使も認めたように致命的な毒であり、中国人の心に英國に対する悪感情を呼び起こすものであるからである。

(二) 我々は、英國にアヘン貿易を非難する世論があることや、正義を重んずる商人はアヘン貿易に関与しないことを知っている。しかし、中國の一般の官民は、英國は中國を破滅させるためにアヘン貿易をしていると信じている。

(三) 官僚の中にはアヘンの消費を厳禁することによってアヘン貿易を停止させると主張する者達がある。中國はその権利を持つていて、効果を得ることができるかもしれない。しかし、消費者を厳罰に処するこの政策は多くの人命を奪うことになる。中国人をアヘン吸飲に誘ったのは外国人であるから、結果として、人民の憤激の感情が外国人に向かうことを阻止するのは難しい。

(四) 別の官僚達は罂粟栽培に対する禁令を弛めることを提案している。彼らはアヘン貿易を止める方法がない以上、一時的な政策として罂粟栽培を弛禁しても害悪はないと主張している。我々はこの政策によつて外国商人の利

益を奪うことができるばかりでなく税収を増やすことができる。この政策は実行可能であり最後の手段としてこれを採用するかもしれない。しかし、有害な罂粟の生産を弛禁することは天子としての使命に反する。

(五) 以上の二つの政策はいずれも満足すべきものではない。アヘンを根源から追放しようとすれば、英國と中國との双方が罂粟栽培禁止を実行することがもつとも効果的である。我々は駐中國公使が英國政府に伝え、インドでの罂粟栽培を穀物や棉花の生産に置き換えることを望む。もし中英両国が厳しく罂粟栽培およびアヘンの販売と消費とを禁止するならば、アヘンを追放することができるであろう。

この覚書の内容は極めて興味深い。当時の清朝政府において、一八三〇年代の如く、「嚴禁」策を主張する官僚と「弛禁」策を主張する官僚が対抗していたことを指摘している。そしてどちらにも欠点があると論じ、最善の政策として中英罂粟栽培同時停止を提案している。一ヶ月前の会談では、文祥は英國が一方的にアヘン貿易を停止することを求めてオールコックの反論を招いたが、この覚書は清朝政府と英國との共同行動を提案している点で英國に受け入れやすい内容になっている。

しかし、一ヶ月前に文祥が語っていた如く、清朝政府は外からの供給が絶たれさえすれば、国内でのアヘン生産やアヘン消費を絶つことは容易であると考えていた。問題の困難さはむしろ国内におけるアヘン生産・販売・消費とそれへの課税に財政的に依存しているという構造にあることを認識していなかった。そうである以上、中英罂粟栽培同時停止案はたとえ実行されたとしても、中國側の不履行に終わることは否定できないのではないか。⁽³⁴⁾ すなわち、罂粟栽培同時停止の提案は、實質上英國に対するアヘン貿易停止要求と相違ないことになろう。総理衙門

の覚書は、英國がアヘン貿易を停止しなければ中國は國內でのアヘン生産を「弛禁」し、輸入アヘンに代替させる」とによつてアヘン貿易を止めるという宣言として理解することが妥当であると考える。

ところで、從來の研究において、一八三〇年代の「弛禁論」はその「アヘン貿易合法化論」の主張に焦点をあてて評価され、「輸入代替論」の主張は注目されてこなかつた。⁽³⁵⁾ 「アヘン貿易合法化論」と評価されてきたのは、許乃濟「弛禁論」の書き方にも起因するであろう。許乃濟は本論でまず、アヘンの閩税化（合法化）、アヘンと茶との現物取引、民間人のアヘン吸飲・販売を弛禁することの三点を主張し、その後に「許乃濟又奏す。臣更に請うこと有り」と「輸入代替論」に次のように言及しているのである。⁽³⁶⁾

「今もし内地の民人の罂粟を栽種するの禁を寬めるならば、すなわち「国内産アヘンの——〔 〕内は筆者による補い。以下、同じ。」煙性は平淡にして大きな害はないし、しかも内地の栽種が日に日に多くなれば、夷人の利は日に日に減じ、獲るべき利が無いということにならう。外国から輸入されてくるアヘンは禁止しなくともおのずから絶たれるであろう。」

しかし、「アヘン輸入代替論」は「弛禁論」の中心的論点ではないだろうか。梁廷枏の『夷氛聞記』によれば、銀の流出への有効な対策が無いことに苦慮していた許乃濟は同年の進士である順徳県の何太青の次のような意見に大きく心を動かされたといふ。

「アヘンとひきかえに出ていく紋銀は数知れない。まず例禁を解いて民間で罂粟を植えることを許すべきだ。国内の生産が盛んになれば吸う者も次第に国内産の値が安いことを利とし、おのずから販路も拡がる。夷商も

利益がなければ招いても来ないだろう。来たとしても全て開禁を弛め高い税を徴収し、現物取引にすることを行商に要求し、紋銀で買うことに対する罪を重くすれば、二〇年も経たないうちに禁じなくとも「アヘンの流入は」おのずから絶えるであろう。」

何太青の主張の柱は「アヘン輸入代替政策」である。高い関税を課す提案や現物取引の提案は、「輸入代替政策」の補足として位置づけられている。⁽³⁷⁾

また、許乃済から何太青の意見を聞いて共感した廣東学海堂の学長吳蘭修が起草し、許乃済「弛禁論」と文章表現が酷似する「弭害」⁽³⁸⁾においても、アヘンの国内生産の解禁という主張は本文の中では三つの論点（アヘンの関税化、アヘンと茶との現物取引、内地での生産解禁）の一つとして主張されているばかりでなく、吳蘭修はアヘン生産解禁論が批判を受けることを予想して反批判に力を注いでいる。⁽³⁹⁾

以上の「弛禁論」を、その成立に決定的な影響を与えた何太青の議論や、吳蘭修「弭害」という文脈に置いてとらえるならば、その中心的論点がアヘン生産を解禁し輸入に代替させてアヘン貿易を止めるという点にあることが浮かびあがつて来る。「弛禁論」は批判を受けて退けられ、許乃済は罰せられた。⁽⁴⁰⁾黃爵滋「嚴禁論」が正統な政策として採用された反面、「輸入代替政策」は異端の政策となつた。その異端の政策を、總理衙門は約四〇年後に「実行可能」であり将来的に選択する可能性が大きい政策であると論じたことになる。⁽⁴¹⁾

しかしながら、将来的に選択するなどと言つまでもなく、「アヘン輸入代替政策」は第一章で概観した如く、インド政府に深刻な危機意識を呼び起こすほどに現実化されていたのではなかつたろうか。問題は、すでに先走つて

現実化されている異端の政策を、名分としても正統なものに位置づけるか否かではなかつたろうか。

当時、清朝官僚たちの中には「輸入代替政策」に積極的なグループが存在していた。オールコックのインド政府宛の手紙によれば、一八六九年一月二九日（同治七年一二月一七日）に御史游百川の上奏に答えて罂粟栽培禁止の勅令が出されると、李鴻章はただちに内地でのアヘン生産は外国アヘンを排除するステップであると上奏し、続けて丁日昌も同様の上奏をしたという。オールコックは同じ手紙の中で、李鴻章と彼の兄李瀚章とが任地の湖廣において罂粟栽培を奨励しているという情報も伝えている。⁽⁴²⁾

この同治七年の李鴻章や丁日昌の上奏文は文集などに収録されていない。刊行された文集などに拠る限りでは、李鴻章や丁日昌が初めて「輸入代替政策」を上奏するのは、六年後の同治一三年九月二九日（一八七四年一一月七日）である。この時、総理衙門は海防について緊急に行うべき六項目すなわち「練兵、簡器、造船、籌餉、用人、持久」について建議を求めた。それに答えた長い上奏文の中の「籌餉」に関する項において李鴻章は「アヘン輸入代替政策」に次のように言及している。⁽⁴³⁾

「先年の条約改定の時に、総理衙門は英國公使とたびたび意見を交換した際に、「英商が外国アヘンを売らないように禁ずることが出来ず、「外からアヘンの供給があるため」中国人がアヘンを吸飲しないよう禁ずることもできない以上、暫く罂粟の弛禁をおこなうしかない。洋商の利権を奪うだけでなく、税収入を増やすことができる。将来、他に方法がない時にこのような政策に出ないとは限らない」と発言した。その時、英國公使はこれを聞いて大変心を動かしたという。しかし、英國はどうとう「アヘン禁止に」同意しなかつた。私が再

び「交渉を」おこなつても無益であることを恐れる。やはり総理衙門の以前の議論に従いひそかに「外国アヘンを」抵制し外国アヘンの輸入が次第に減少してから再度「国内でアヘンへの」厲禁を加えるという方法が良いであろう。」

李鴻章は一八六九年の総理衙門とオールコックとの交渉に言及し、英國がアヘン貿易禁止への方策を探らない以上、総理衙門が示唆した「アヘン輸入代替政策」を採用することが望ましいと述べ、具体策として「しばらく各省での罂粟栽培禁止令を弛めるとともに外国アヘンの税釐を重くし、外国アヘンに利益がなくなりおのづから輸入がなくなつて後に、規則を定めて厳しく「アヘン生産や消費を」制限する」ことを提案している。⁽⁴⁴⁾

同様に江蘇巡撫丁日昌も同治一二年（一八七四年）九月に海防について建議し、やはり「籌餉」の項において「アヘン輸入代替政策」を提言している。彼は「鴉片一項の」ときは漏卮もつとも甚だしく、毎年の生糸・茶「の輸出」による入款は鴉片煙「の輸入」による出款にひきあわない。もしアヘンが来ることを禁ずることが出来ないのであれば、対策を設けて「外国アヘンの」売れ行きが減少するように取り計らうべきである」とのべ、中国アヘンへの課税を減額して輸入代替を促進させることを主張している。⁽⁴⁵⁾

李鴻章や丁日昌の同治七年の上奏文が公表されなかつたのは、清朝政府がその時点では「輸入代替政策」の名分を明らかにすることを憚つたためではないだろうか。六年後になつて、「輸入代替政策」の提言を含む上奏文が公表されたのは、日本の台灣出兵が海防強化を急務として認識させたからであろう。すなわち、「アヘン輸入代替政策」は早くから有力漢人官僚の一部によつて実行に移されていたが、同治一二年（一八七四年）の日本の清朝への

軍事干渉を契機として海防のための重費の捻出が要請されるという時点に至つて、はじめて正統性を付与されるとになつたと考える。⁽⁴⁶⁾

三、オールコックとアヘン貿易

オールコックは、一八六九年五月の総理衙門の大臣との会談、そして六月に受け取った総理衙門からの覚書に強く心を動かされた。彼は、会談での文祥の発言や、総理衙門の覚書から、アヘン貿易やアヘン吸飲の弊害に対する清朝政府の強い敵意を読み取り、罂粟栽培同時停止案の実現に向けてインド政府の説得を試みることを決意した。一八七〇年二月、オールコックはインド總督參事會 (Council) のメンバーとの会合において次のように語つてゐる。⁽⁴⁷⁾

「私は、清朝政府や中国の人々がアヘンに対し吐露する、アヘンは中国を破滅させるものであるという憎悪は本物であり根深いものであることを疑わない。また、清朝政府はその気になつたならば、アヘン生産を拡大するという脅しを最大限に実行することができるとも確信している。しかし、その一方で、アヘンを嫌惡する社会的感情は大変に強いものであるので、もし英國がアヘンによつてもたらされる財政収入を諦め、インドにおける罂粟栽培を禁止するならば、清朝政府が中國での罂粟栽培を鎮圧することは——権力が機能しない雲南地方は除いて——全く困難ではないことを確信している。」

このように、オールコックは清朝政府がアヘン追放への強い決意を持ち、かつ実行力を備えていることを強調しつ

つインド政府の採るべき対応について発言した。⁽⁴⁸⁾

「私は次のような結論に至った。清朝政府に彼らが将来実行するかもしないと言つてゐる極端な政策を採らせるよりは、インドには時間を与え、清朝政府には彼らの反アヘン勢力——英國政府の側と理性ある協力関係を維持できるような——を結集する力を与える妥協案こそが、インド政府の利益にとつて望ましいのではないだらうか。」

彼は、「アヘン輸入代替政策」という破滅的な政策を清朝に採用させるよりも、アヘン貿易停止に向けての交渉に入ることが望ましいと考えていた。発言の末尾で、彼は再度「アヘンを制限したい」という中国の希望を実効あらしめるために、英國政府が何らかの協定に同意することを清朝政府は確かに希望している」と強調した。⁽⁴⁹⁾

オールコックは、一八七一年に「東インド財政特別調査委員会」で証言した時にも、アヘンを追放しようとする清朝政府の決意に対する信頼を表明した。彼は清朝政府がアヘン貿易によつて莫大な税収を得てゐることを証言しつつ、清朝はこの巨額の税収を犠牲にすることを何ら躊躇することなく、アヘン追放に身を投げる覚悟をもつていると語つた。

「私は次のように固く確信している。清朝中央政府や官僚たちの誠実さがどの程度のものであれ、彼らは也可能であればすぐさま明日にでも、英國政府との協定に入りそして言うであらう。『税収はなくなるだろう。我々はそのことを全く気にかけない。我々が望んでいることは、国を貧しくし、人々を堕落させ野蛮にしていきるアヘンの消費を止めることがある』⁽⁵⁰⁾と。」

しかし、清朝政府はオールコックが熱っぽく語るように、真にアヘン追放を実行する決意であったのであらうか。前章で考察した如く、総理衙門の覚書は中英罂粟栽培同時停止という画期的な提案としてよりも、英國がアヘン貿易を停止しなかつたならば、中国は「輸入代替政策」によつてそれに対抗するという意志表明として読むことが妥当であろう。事実、清朝政府はその後の交渉の過程で罂粟栽培同時停止案については主張せず、アヘン貿易に関する中國側の要求はインドアヘン輸入税の引き上げに集中した。⁽⁵¹⁾ D・E・オーウエンは、もしオールコックがシニカルな氣質の人物であつたならば、総理衙門の罂粟栽培同時停止案がインドアヘンを中国市場から排除しようとするものであることを見抜いたであろうと述べている。⁽⁵²⁾

罂粟栽培同時停止案へのオールコックの共感は、彼の人柄という問題に解消することなく、彼のアヘン認識との関連において考察されるべきであろう。アヘン貿易の停止という英國の利害と深く関わる協定を、英国外交官であるオールコックがなぜ希望したのかという課題について、彼が中国におけるアヘン生産をどのように見ていたかといふ問題と、彼はアヘン貿易をどのように見ていたかという問題とに区分して考察しよう。

中国におけるアヘン生産について、オールコックは清朝政府の将来に暗い影を投げかけるものであると認識していた。一八六九年二月にオールコックは英国外務大臣宛てた手紙の中で、次のように語つている。⁽⁵³⁾

「私はその勅令（一八六九年一月の罂粟栽培禁止令を指す——筆者）は勅令が通例そ�であるようにあまり効果はない」と予想している。中国における官吏たちの貪欲さと腐敗とは勅令の効力を失わせるほど強いものである。人々への食料供給をどんなに妨げることにならうともアヘンは生産され続け、やがて米価は飢饉時の如く

暴騰し、飢えた人民の暴動が再び破壊と荒廃をもたらすという戦慄すべき循環が始まる。支配階級の腐敗と無能とは、実行力のある誠実な政府という存在を不可能とし、運河や輸送の手段は放置による破壊によって機能を喪失し、黄河はその破壊的な力でさらなる破滅を脅かし続け、飢饉と失政との当然の結果としての暴動は慢性的かつ避けられないものとなつてゐる。その上、今や、罂粟栽培の全土への非常な拡大が加わり、飢えた人々にからうじて食料を供給しているという状況である。このように貪欲さと失政とが手を携えて土地の荒廃をひきおこし、帝国全体を無政府状態と回復できない混乱に突き落とし、将来的展望は胸が張り裂けるほど悲惨なものである。」

この発言の中でオールコックは、飢饉—暴動—破壊—荒廃という「戦慄すべき循環」に触れ、その「戦慄すべき循環」に罂粟栽培の拡大が深く関わっていることを指摘している。⁽⁵⁴⁾ 彼はかかる悲惨な状況に対する清朝政府の無力さと、「誠実な政府という存在」を不可能にする地方官僚や統治階級の構造的腐敗とを知りつつも、清朝政府のアヘン追放への試みに賭けてみたいと考えたのではないか。彼は一八八一年に *The Nineteenth Century* への投稿論文の中で当時の心境を振り返り、清朝政府がアヘン追放への意志と力を本当に持つてゐるのかどうか試したかったと述べている。⁽⁵⁵⁾

オールコックが清朝のアヘン追放策に協力するためにアヘン貿易放棄をも考慮したことにはどのような背景があるのだろうか。彼はアヘン貿易を通商一般とは区別して捉えていた。一八六九年の「オールコック協定」において彼が実現しようとした最大の目標は「通商を最も阻害している内地課税を除くこと」であり、それを中国から獲得

するための譲歩として、アヘン貿易に関する中国側の要求を受け入れようとしていた。⁽⁵⁶⁾ 彼は、アヘンはアジアの人々の間で自然に適合した商品でありアヘンの輸出はマンチエスターの製品の輸出に何ら変わる所はないという、少なからぬ英国人が抱いていた見解⁽⁵⁷⁾には同意していなかつた。オールコックはアヘンの中国への輸出が中国の国民感情を逆撫でし通商の発展に不可欠な友好関係を阻害するという認識において、総理衙門と一致していた。

通商全体の利害のためににはアヘン貿易の切り捨てもやむを得ないというオールコックの考え方と歩調をあわせるかの如く、英国内では一八七〇年頃からアヘン貿易反対運動が活発となつていつた。一八七〇年五月一〇日の下院討議は、一八四三年以来約三〇年ぶりにアヘン貿易の是非を論議し⁽⁵⁸⁾、一八七四年にはバーミンガムのクエーカー教徒を中心として「アヘン貿易反対協会」が結成され活発な啓蒙活動を開始した。⁽⁵⁹⁾ 「アヘン貿易反対協会」は倫理的観点からアヘン貿易を批判していたが、注目すべきことに産業資本家層が積極的に共闘していた。マンチエスターの商業会議所は「アヘン貿易反対協会」が結成されるとすぐ支持を表明している。⁽⁶⁰⁾

産業資本がアヘン貿易に反対する理由は、アヘン貿易がなかつたならば英國綿布は中国でさらに大きな市場を獲得できるであろうというものであった。例えば、一八七八年マンチエスターの商業会議所の月例会に「アヘン貿易反対協会」から代表として出席した三人の一人、トーマス・ハンベリーのスピーチには次のような部分があつた。

「私は中国のアヘン消費は中国とマンチエスターとの貿易を損なつていると信じてゐる。毎年中国人が英國では許されていないような非常に危険な麻薬に費やしている一〇〇〇万ポンドが、まつとうな通商に向けられるならば、それが通商を大いに益することにならないわけはないからである。」

ハンベリーは過去二五年間上海に滯在しマンチエスターの商品の中国への売り込みに携わってきた商人であり、上海滯在中から「アヘン貿易反対協会」の会員であった。⁽⁶²⁾

「はじめに」で触れたように、アヘン貿易が英國綿布の購買力を中國市場から奪つてゐるという英国内での議論については、従来の研究はその議論の妥当性に懷疑的である。中國市場が容易には英國綿布を受け付けないと、正俊氏にも加藤祐三氏にも共通する認識である。それゆえ、田中氏は英國綿布を容易には受け付けない中國小農民経営の特質の分析に向かい、加藤氏は一八八〇年代以降インド綿糸が中國の手織り土布の原料として輸入が増大していく事実を以て、英國資本の中國市場開拓成功とみなして三角貿易の役割の終焉であると論じた。⁽⁶⁴⁾

しかし、中國市場は英國綿製品をそれほどまでに受け付けなかつたのであらうか。浜ト武志氏によれば、一八五〇年代、アメリカ・オーストラリアにおける金發見を契機として、國際金融市場が拡大し、その結果、いわゆる三角貿易構造の動搖が生じた。國際金融市場の拡大のもとで、中國貿易の決済機構を握つてゐる英國は、中國のアメリカやオーストラリアへの茶輸出貿易を通じて、「自國の綿工業の原料を確保し、綿製品の販売を容易ならしめる信用拡大のための地金を集中しておれ」、「中國茶の輸出が伸長すればするほど、中國のみならず世界的にイギリス綿製品の市場が開拓されうる関係」が形成された。⁽⁶⁵⁾ここにおいて「三角貿易におけるアヘンと世界市場拡大のもとのイギリス綿製品とは、中國市場に対して競合関係に立つであろうという問題」が生ずる。⁽⁶⁶⁾一八五〇年代、かかるアジアの貿易関係の変化に対応した貿易金融をロンドン金融市場に拠点を置いておこなう植民地銀行が設立され

ていつた。その結果、浜下氏によれば、一八五〇年代末年には英中直接貿易について英國工業製品の売り込みに効果が見えはじめたという。⁽⁶⁷⁾

一八六〇年代末において、英國綿製品が効果的に中國に市場を開拓しつつあったことは多くの史料が語っている。一八六九年一月九日の*North China Herald*は、「二一～三年前までは、（中略）アヘンの輸入は為替相場を安定させる唯一の実行可能な方法であつたが、今や、中國市場の部分的開放によつて英國の対中貿易はアヘンへの依存から抜け出しつつある」と述べ、輸入に有利な為替相場の下で、「われわれの綿製品輸入の増大は、それに相応するアヘン貿易の減少によつて均衡を得てゐるようと思われる。」と述べている。⁽⁶⁸⁾また、一八六九年六月二六日の*North China Herald*は、一八六八年度の対中貿易にコメントして、天津、漢口、九江、鎮江、上海、淡水の各開港場において、英國綿製品の輸入が顯著に増大したことを指摘し、全体として英國工業製品の中國輸入が好調である」とを歓迎している。⁽⁶⁹⁾同じく一八六九年、九江領事は「以前にはアヘンの取引額のわずか半分にしか達しなかつた綿織物や毛織物が、今年は一八六八年度と同様に、アヘンの取引額を上回つてゐることは満足すべき状況である」と述べている。⁽⁷⁰⁾

このように英國綿製品がロンドン金融市場の直接的な介入に支えられて効果的に中國市場に進出しつつあった時、アヘンは中國市場に関しては綿製品と現実に競合していたと言えるのではないだろうか。右に掲げた史料が示す如く、英國商人は、綿製品とアヘンとの競合のもとで前者が後者を圧倒しつつあると認識し、それを歓迎していた。

英國綿製品の中國輸入増加が植民地銀行の金融活動によつて支えられていたとすれば、アヘン貿易の不振は中國

アヘンとの競合に起因した。この当時はインドアヘン輸入量そのものは減少していないが、(価格は顯著に下落し)利益率は低下していた。⁽⁷¹⁾時代は下るが、一八七九年に*The Times*の上海特派員は次のように報告している。

「一般的には知られていないが、ここ上海でアヘン貿易に携わっているのは、今や商業仲間のごく小さな部分に限られている。年々、アヘン貿易に携わる商人は少なくなっている。パルシー教徒やキリスト教徒はアヘン貿易から排除されるか、あるいはそれを放棄した。そして今やアヘン貿易はボンベイの二、三人のユダヤ商人によつて独占されている。一般的の英國商人はアヘン貿易については何も知らないし、まったく無関心である。」アヘン貿易は一八七九年当時、英中貿易のきわめてマイナーな部分になつており、それが以前からの傾向の帰結であることが語られている。

一方で、効果的に市場を見出しつつある綿製品、他方で、中國アヘンとの競争により利益率を低下しつつあるアヘン、両者は中國市場をめぐつて対立しているという状況認識を持っていたからこそ、オールコックは通商全体の発展のためにアヘン貿易を切り捨てることを一八六九年の時点で決断できたのではないか。一八七〇年以降英国内でアヘン貿易反対運動が活発化するのもかかる状況の反映であろう。

しかし、アヘン貿易が間接的にせよ産業資本を含む英國の国民的利益に奉仕し続けていたという事実は否定できない。*The Times*の記事は次のように続けていく。⁽⁷³⁾

「二つのアヘン貿易業者が中國からアヘンの代金として送金する額だけでも、毎月五〇万ポンドを超えている。銀行はアヘン貿易をロンドンとイングランドの首都との両方の為替相場を安定させる最も重要な要因とみなしている。

間接的には、アヘン貿易は中国に居る英國商人全員に觸れる。しかし、彼らが関心を抱いているのはマンチエスター や ブラッドフォード のまつとうな生産物の販売である。」

アヘン貿易は中国からインドそして英本国へという送金機能を通じて英國金融資本の活動に大きく寄与していたのである。

ところで、インド政府は罂粟栽培同時停止案の実現を望むオールコックの言葉にどのように反応したであろうか。インド政府から見た時、清朝政府が提案した中英罂粟栽培同時停止案はきわめて胡散臭いものであった。一八七〇年二月、オールコックとインド総督参事会との会談に出席していたデュランドは、第一に、中国においてアヘンに対する需要が急増しており、第二に、中国におけるアヘン生産は栽培者や商人や地方官僚にとって利益の多いものであり、第三に、清朝中央政府の地方に対する統制力は著しく欠如している以上、清朝政府がたとえ誠実であったとしてもアヘン追放を実行する力を持つとは到底考えられないと述べた。⁽⁷⁴⁾ マンスフィールド最高司令官も次のよう

に語った。⁽⁷⁵⁾

「アヘンへの消費税あるいは通過税という形で莫大な税収入が地方の財庫に流れしており、しかも、中国でのアヘン生産が大変な規模にまで拡大しつつあることが確認できる以上、中国人の公文書の言葉やそのオールコック流解釈が、現在はインドの財庫に流れている収益を、中国の収益となるようにするという決意以上の意味を持つとは、到底信じられない。」

インド政府閣僚はインドアヘンと中国アヘンとの市場獲得競争は避けられないとした。インド政府にとって

の課題は、中国アヘンとの価格競争に如何にして勝ち抜くかであった。「オールコック協定」に盛り込まれたインドアヘンの輸入関税引き上げは、インドアヘンの競争力を弱め中国アヘンによる輸入代替化を促進することは明白であった。提起された方法は、マルワアヘンの輸出税の引き下げとベンガル専売制度の廃止であった。国家がアヘン生産への介入から可能な限り退き、「自由」な生産と「自由」な販売に委ねることによつてこそ中国アヘンとの価格競争に勝利することができると考えられた。「自由貿易」の強制はアヘンにも及びつつあつた。奇妙なことに、「アヘン貿易反対協会」の中にもかかる議論に賛成する動きがあつた。英國政府がアヘン生産への直接の関与から「手を洗う」ことを歓迎したのである。こうして、一八七五年、インドアヘンの「自由貿易」化が英下院で論議されることになつた。⁽⁷⁶⁾

おわりに

一八五八年の天津条約によつてアヘン貿易が合法化されてから十年後、アヘン貿易は一つの転換点にさしかかつたと思われる。その転換は中国と英國との双方の側から準備されたものであつた。一八六〇年代後半よりインドアヘンの輸出を深刻に脅かし始めた中国アヘンは、アヘン貿易を止めるための清朝政府の「輸入代替政策」によつてその生産が奨励されていた。アヘン貿易は、それに対する清朝側の「抵抗」によつて揺らぎ始めていたのである。

一方、英國にとつても一八五〇年代以降アヘン貿易の機能は変化した。一八五〇年代、三角貿易構造は動搖し、ロンドンを中心とした世界市場の拡大の中に包摂されていった。ロンドン金融市場が直接アジア貿易を決済する構

造において、それまでほとんど英國綿製品を受け付けなかつた中國市場が英國工業製品の市場として開拓されていつた。英中貿易において綿製品市場が開拓されていつたということは、中國市場に関してはアヘンと綿布とは競合するということに他ならない。それゆえ、英本国の産業資本家たちが自分たちの利害とアヘン貿易とが対立すると考えることは自然なことであつた。

すなわち、一八六九年当時において、アヘン貿易は中國における「輸入代替政策」という挑戦を受け、世界市場においては中國に販路を見出せない英國綿製品の代替物としての役目をほぼ終え⁽⁷⁾、あらためてその正当性の根拠が問題とされるという事態に直面していた。一八七〇年代、産業資本家はクエーカー教徒が主導するアヘン貿易反対運動の強力な同盟者として登場した。オールコックが一八六九年に総理衙門の提案を積極的に受け止め、インドアヘン貿易の停止を真剣に考慮した背景には、アヘン貿易をめぐる以上のようないい変化があつたと考えられる。オールコックは英國の製造業者の利害を代表する「自己」の使命であると考えていた政治家であつたのではないだろうか。

それでは、アヘン貿易の使命は終わつたのであるうか。そうではないであろう。インドアヘンの利益率が低下し多くのアヘン貿易商人が手を引くという事態にもかかわらず、インドにとってベンガルアヘン専売収入とマルワアヘン輸出税収入とは歳入の極めて重要な部分を占めていた。さらに、アヘンの代金のインドへの為替送金は本国費（Home Charge）として英國へ送金され、ロンドンの金融資本に貢献していた。インド植民地政府の財源として、また英國金融資本に対する貢献においてアヘン貿易はなお重要な意義を有していたと言えよう。また、金融資本の

貿易金融に対するバックアップによつて、英國商品の世界市場開拓が実現していくのである以上、アヘン貿易は製造業者の利害とも間接的にはつながつていたことになる。

註

- (1) 「オールワック協定」については、坂野正高『近代中國外交史研究』(岩波書店、一九七〇年)、11111頁～11114頁。D.E.Owen, *British Opium Policy in China and India*, New Haven, 1934, pp. 242-254; W.S.K.Wang, *The Controversy, Opium and Sino-British Relations, 1858-1887*, pp. 43-60.
- (2) 拙稿「英國におけるアヘン貿易反対運動と中國」(『就実女子大学史学論集』、第六号、一九九一年三月。以下、拙稿A、と略称する)、参照。
- (3) 中国におけるアヘン生産の展開については、拙稿「清末四川省におけるアヘンの商品生産」(『東洋学報』第六〇巻、三・四号、一九七九年三月。以下、拙稿B、と略称する)、拙稿「中国アヘンをめぐる政策論争——署貴州巡撫李用清のアヘン生産禁止論を中心に——」(『東洋史研究』、第五一巻、四号、一九九三年三月。以下、拙稿C、と略称する)などを参照。
- (4) 石井摩耶子「一九世紀後半の中国におけるイギリス資本の活動——ジャーディン・マセソン商会の場合——」(『社会経済史学』第四五巻、四号、一九七九年)、一七頁。
- (5) 加藤祐三「一九世紀アジアの三角貿易」(『横浜市立大学論集』三〇巻II・III号、一九七九年三月)、六七頁。同「中国の開港と日本の開港」(石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』、東京大学出版会、一九八一年)、11117頁。
- (6) 同右書、11114～11115頁。
- (7) 浜下武志「イギリス銀行資本の中国進出過程」(『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア——』、東京大学出版会、一九九〇年)、一五五～一五七頁。この論文の初出は「資本主義＝植民地体制の形成とアジア——一八五〇年代イギリス銀行資本の中国進出過程——」(『講座 中国近現代史』一、東京大学出版会、一九七八年)。
- (8) 田中正俊「西欧資本主義と中国社会の解体——ミッセル報告書」をめぐつて——」(『中国近代経済史研究序説』、東京大学出版会、一九七二年)、一七一～一七二頁。

」の譜文の初出は、『通志代アヘトの送る社歌』 11井田國

博士追悼記念譜文集第一卷「勵草書版」一九六七年。

(9) 加藤前掲譜文（中堅市場の幕末開港）一九六〇年。

同『イギリスストレート』（和波新書）一九八〇年、1110頁。

(10) *Papers Relating to the Opium Question, Calcutta, 1870* (スル・)の文書はC.P. A.秘記録), pp. 201-202,

From W.Grey Secy. to the Govt. of India, Home Dept., to the Colonial Secy., Hong-kong, No. 1000, 21st May, 1881.

(11) *Ibid.* pp. 202-203.

(12) *Ibid.*, p. 206, Enclosure No. 537, 17th July, "Memorandum of information concerning Native Opium obtained in the City of Canton, the 12th July 1861".

(13) *Ibid.*, p. 217, No. 695 C, dated 16th Feb., 1869; From R.L. Mangles, Offg. Junior Secy. to the Board of Revenue, to the Secy. to the Govt. of Bengal. たゞ、七八二年正月廿一日付の申立書の件、同上。

(14) *Ibid.*

(15) *Ibid.*, p. 220, Enclosure No. 127, dated 19th March 1869, "Memorandum on the production of Opium in

China by W.Kesswick, dated 18th March 1869".

(16) *Ibid.*, p. 221, Enclosure No. 127, dated 19th March 1869, "Extract from the Reverend A. Williamson's Note on Central and Northern Manchuria".

(17) *Ibid.*, pp. 223-225, Enclosure No. 74, dated Canton, the 1st May 1869, "Memorandum by D.B.Robertson, H.M.Consul at Canton, on Chinese-grown Opium".

(18) China Imperial Maritime Customs, Special Series, *Native Opium*, 1863, Shanghai, 1864. うの報知書は、譜文

(19) 同曲譜(1111H~11111 順序で弾む)。

(20) *C.P.*, p. 233, No. 888, dated 28th May 1869; From R. B. Chapman, Offg. Secy. to the Govt. of India, to H. M.'s Plenipotentiary in China.

(21) *Ibid.*, p. 236, Enclosure No. 2, dated 14th December 1868, "Memo. by W. Cooper".

(22) *Ibid.*, pp. 240-241, Dated 29th June 1869, From R. Alcock, to the Secy. to the Govt. of India, No. 67, From J.A. Handy, Secy. to the Hankow Chamber of Commerce, to Her Britannic Majesty's Consul at Hankow.

(23) *Ibid.*, pp. 269-270, No. 44, dated 20th December 1869; From W.H. Medhurst, H.B.M.'s Consul at Shan-

ghai, to the Secy. to the Govt. of India.

- (24) *Ibid.*, p.220, No.127, dated 19th March 1869; From J.G. Austin, Colonial Secy. Hong-Kong, to the Secy.

to the Govt. of India.

- (25) 諸 (17) ド匿ニ。

- (26) 諸 (20) ド匿ニ。

- (27) C.P., pp.258-261, Dated 29th June 1869, From R.

Alcock, to the Secy. to the Govt. of India, "Extract from a Report of the Delegates of the Shanghai General Chamber of Commerce on the Trade of the Upper Yangtsze, dated 17th July 1869". 原載せ British Parliamentary Papers, *Report of the Delegate of the Shanghai General Chamber of Commerce on the Trade of the Upper Yangtsze River*, 1870.

- (28) *Ibid.*, pp.239-240, "Extract from Peking Gazette of 29th January 1869". 附記「禁煙業績」卷二四六、圖葉の表、画説文書 111 冊、抄出の條。

- (29) C.P., pp.262-267, Dated 11th Oct. 1869, From R. Alcock to the Offg. Secy. to the Govt. of India.

- (30) Irish University Press Area Studies Series (スル、I.U.P. 略称), British Parliamentary Papers (スル、B.P.P. 略称), China, Vol.35, *Correspondence*

respecting the revision of the treaty of Tientsin, 1871, No.138, Alcock to Clarendon, 20 May 1869, pp.394-395 (582-583).

- (31) *Ibid.*, p.396 (584).

- (32) *Ibid.*.

- (33) "From Tsung Li Yamen, to Sir R. Alcock, July 1869", Great Britain Foreign Office Archives, China, F.O.17, 578, 38-43. 伏見、諸 (22) の禁煙令を用ひて之を

(34) 一九〇七年「中英禁煙協定」は、一八六九年の罂粟栽培抑制案の現実化と言えども、外からのアヘン供給は停止したが、國內のアヘン生産は存続となる結果となつた。 D.B.Owen, op.cit., 千恩德「中國禁煙法令変遷史」、田黒克彦「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書」(1) (国)「慶安教育大学研究報告」第三十九～四二回轉、一九九〇～一九九四年)などを参照。

- (35) 田中正美「アヘン戦争時期における抵抗派の成立過程」([東アジア近代史の研究]、御茶の水書房、一九六七年)、同「危機意識・民族主義思想の展開」(前掲、「講座 中国近現代史」)、村尾進「カノーネン学海堂の知識人とアヘン弛禁論、嚴禁論」([東洋史研究]第四四卷、第三号、一九八五年)、井上裕正「林則徐」(白帝社、一九九四

年）など。井上氏は、「外禁」（国外からの供給を禁ずる政策）と「内禁」（国内での流通や消費を禁ずる政策）とい

う枠組で当時の清朝のアヘン政策をとらえているが、私はその他に、輸入代替によつてアヘン貿易を停止させようとする政策が存在しており、それが「弛禁」策であったと考

えている。なお、私は井上氏や村尾氏が「弛禁論」を「カントン」の社会・経済的条件と切り離し難く結びついていた議論と位置づけていることに疑問を抱いている。あまりに「カントン」の地域的特殊性と結びつけてとらえると、清朝全体の政策としての「弛禁論」の意義が後景に退いてしまうのではないかだろうか。

(36) 『籌辦夷務始末』卷一、四葉以下、道光一六年四月己卯、「太常寺少卿許乃濟奏」。

(37) 梁廷柟『夷氣聞記』（東洋文庫松村太郎旧藏本）、一〇葉の二。「夷氣聞記」に引用されている何太青の発言の日本語訳に関しては、村尾前掲論文を参照させて頂いた。

(38) 同右書、一一葉から一二葉、および、光緒『廣州府志』、卷一六三、雜錄四、一九葉表～二二葉表。

(39) 呉蘭修はアヘン生産解禁を次のように弁護している。第一にアヘン生産は米の生産を妨げず麦を妨げるだけであり、農民にとって利益が多い、第二に内地の生産が増えれば外国からのアヘンの流入は止まる、第三に国产のアヘン

は毒性が少ない。

(40) 許乃濟は道光一八年九月口西に処罰を受けた（『宣宗實錄』、卷三一四、二〇葉の裏）。

(41) 黄爵滋はいわゆる「嚴禁論」（『籌辦夷務始末』、卷二、四葉以下、道光一八年閏四月辛巳の条）において、銀の流出を止めるための從來の方策として「嚴查海口」、「禁止通商」、「查拏興販」、「開種罂粟之禁」の四策を挙げて批判している。黄爵滋が「弛禁論」を「開種罂粟之禁」として認識していたことを示している。なお、總理衙門の最有力大臣文祥は、道光一六年（一八三六）當時粵海關監督であり、「弛禁論」に対して賛成の立場で兩廣總督鄧廷楨や廣東巡撫林則とともに「廣東覆奏」（『籌辦夷務始末』、卷一、六葉以下、道光一六年九月壬午の条）を上奏した。

(42) 註（22）の史料の二六二頁。

(43) 『李文忠公全集』、奏稿、卷二四、二一葉、同治二三年一月二日。

(44) 同右。

(45) 丁日昌『海防條議』（『皇朝經世文編統編』、卷一〇一、一五葉の裏～二四葉の表）。この上奏文の年月日は記入されていないが、内容から同治二三年九月二九日の總理衙門からの要請に答えた上奏文であることがわかる。

(46) 李鴻章や丁日昌ら漢人官僚と總理衙門との間には、輸

入代替化を重視するか、あるいは中國アヘーの課税收入を重視するかといふ点で、ややに立が存在してた。」の対立は光緒一六年の中國アヘー課税機構の整備を含むる勅令とそれへの批評はいかにもトーマス（拙稿）、八七~八八頁（参照）。

(47) C.P., Addendum to Appendix IX(五九) の中英本

並 Addendum へ略称アヘー), "Memorandum of a conference held by the Government of India with Sir R. Alcock, on the 4th February 1870", p.10.

(48) Addendum, "Minute by H.M. Durand, dated the 4th February 1870", p.10.

(49) 註(47) 参照。

(50) I.U.P., East India, Vol.19, *Report from the Select Committee on East India Finance*, 1871, p.273, No.525.

(51) 中国便が、ヘムヘーへ輸入税を一厘半以下に減免

べからず、一尺丸糸一匁四三厘五纏金アヘー「トーマス（拙稿）」によれば「正月上元」の取扱いも大体協した

（拙稿（33）の脚注の圖一六頁（K.O.圖）参照）。

(52) D.E.Owen, *op.cit.*, p.246.

(53) C.P., p.253, No.40, dated 16th February 1869, "Reports by R. Alcock, on the Cultivation and Taxation of Opium in China, received in Mr. Hammond's letter,

dated 27th April 1869".

(54) 航運アヘー生産への関係アヘーは、拙稿（六九頁、拙稿（61））参照。

(55) R. Alcock, "Opium and Common Sense", *The Nineteenth Century*, Vol.X, December 1881, pp.866-887.

(56) 註(47) 参照。

(57) 当時の英國人のアヘー認識、および、ホールロウクの

それにつては、拙稿「英國人からみた中國のアヘー吸飲」
（就実女子大学史学論集）九号（一九九四年）、参照。

(58) 註(33) の脚注参照。

(59) *Hansard's Parliamentary Debates*, Third Series 1831-1891, Vol.21, cols.484-524.

(60) 拙稿アヘー「五六一〇〇」の脚注参照。

(61) "Manchester and India", *The Friend of China*, May, 1875, Vol.I, p.73.

(62) "Manchester Chamber of Commerce", *Ibid.*, Dec., 1878, Vol.II, pp.245-247.

(63) 田中日後前總編輯。

(64) 加藤祐三「前掲「十九世紀アヘーの一角貿易」」六七

一六八頁、九六頁。なお、加藤氏は、イング錦業が英國資本の投資を受けていたとする理由で、イング錦業の中國市場開拓の役割を英國資本のそれと同一視してゐるようである。

(65) 沈ト前掲論文、一五五頁。

(66) 同右書、一五七頁。但し、氏は一八五〇年代以後のヘリスの対中國貿易は“綿布もアくへぬ”であつたんぢく、綿布もアくへぬの競合問題にひじてはそれ以上展開してゐな。

(67) 同右書、一五九頁。

(68) *North China Herald and Supreme Court and Gazette*, 9th January, 1869.

(69) *Ibid.*, 26th June, 1869.

(70) I.U.P., B.P.P., China, Vol.9, *Commercial report-on Kiukiang, Suatow, Ningpo, Canton, Foochow, Nanchwang, Chinkiang, Chefoo, Amoy, Tientsin, Hankow*, 1869-1870, p.3(13).

(71) 一七八一七八年時の概況はおまかしく次の價格表によつては沈ト前掲書一五〇頁の表参照。一八六四年前後の價格は一箱一五〇〇～一六〇〇ルピーであった(C.P., "Minute by the Hon'ble Sir William Muir on the Taxation of Malwa opium and the Revenue derived

from opium in general", p.2.) が、一八六八年には

一十九ルピー一箱ト落としてガル財務省を驚かせてゐる(C.P., No.4320, dated 29th December 1868, "From H. L. Dampier, Addl. Secy., to the Govt. of Bengal, to the Secy. to the Govt. of India, Financial Dept.", p.213.)。

(72) *The Times*, 1879, 21 October, 6a, "China, from Shanghai, Aug. 23."

(73) *Ibid.*

(74) 諸(々) 合計額の 111 頁。

(75) Addendum, "Note by His Excellency the Commander-in-Chief on the Opium Question", February 1870, pp.12-13.

(76) イギリス財務省は中國トくほど太刀打ちで勝負へハムトくへの價格を、最初は一一〇〇ルピー一箱トしたが、諸(々) 1870 年度の報告書によると(諸(々) H. L. Dampier の手紙) 及び C.P., p.270, "Demi-official, from J. Srackey to W. Grey, dated Dec. 1869." が、一七八五年のト監討議では、「トクハ貿易反対協会」の会員であるスコット・チャーチーがイギリス専売廢止の動議を提起した(瑞穂「英國におけるアヘン貿易論争——イング財政とアヘン取入——」『就実女子大学史学論集』第八号、平成五

年一二月、九〇頁)。

(77) 但し、英國綿製品市場としてのインドの重要性はその後さらに高まり、第一次大戦後まで変わなかつた(熊谷次郎『イギリス綿業自由貿易論史』、ミネルヴア書房、一九五五年)。